

第 10 回

奥州市都市計画審議会議事録

平成 22 年 12 月 6 日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第 10 回奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成 22 年 12 月 6 日（月） 午前 10 時 00 分開会
- (2) 場所 奥州市役所 2 階 202 会議室

2 付議案件

- 議案第 1 号 水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画道路の変更について
- 議案第 2 号 水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画公園の変更について
- 議案第 3 号 水沢都市計画緑地の変更について
- 議案第 4 号 水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画用途地域の変更について
- 議案第 5 号 水沢都市計画準防火地域の変更について
- 議案第 6 号 水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画特別用途地域の変更について
- 議案第 7 号 水沢都市計画高度利用地区の変更について
- 議案第 8 号 水沢都市計画汚物処理場及びごみ焼却場の変更について
- 議案第 9 号 水沢都市計画火葬場の変更について
- 議案第 10 号 水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画土地区画整理事業の変更について
- 議案第 11 号 水沢都市計画第一種市街地再開発事業の変更について
- 議案第 12 号 水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画地区計画の変更について
- 議案第 13 号 水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画下水道の変更について

3 協議事項

- 協議第 1 号 奥州市の都市計画区域と都市計画区域マスターplanの変更について(説明)
- 協議第 2 号 水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画施設（岩手県決定）の変更案について（道路、公園、墓園、産業廃棄物処理施設、流域下水道）
- 協議第 3 号 （仮称）奥州平泉文化搖籃の地景観計画（案）について

4 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15 名

内訳	1号委員	7名
	2号委員	5名
	3号委員	3名

(2) 出席委員数 14名

1号委員 千葉 龍二郎 (都市計画審議会会长)

小野寺 哲郎

菊地 ナミエ

及川 啓隆

鈴木 まゆみ

高橋 安子

2号委員 加藤 清

菅原 明

小野寺 重 (会長職務代理者)

佐藤 邦夫

新田 久治

3号委員 深澤 忠雄

新田 武彦 (代理出席 村上交通課長)

岩渕 京子

(3) 欠席委員数 1名

1号委員 及川 正和

5 議事

午前 10 時 00 分開会

(1) 開会（高橋都市計画課長）

それでは、ただいまより第 10 回奥州市都市計画審議会を開会します。最初に会議の成立について、ご報告申し上げます。本日は審議会委員 15 名中、欠席通告委員 1 名、出席委員 14 名であります。奥州市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、委員の 2 分の 1 以上が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、代理でご出席いただいている方についてご紹介いたします。3 号委員の水沢警察署長、新沼委員の代理といたしまして、村上交通課長にご出席いただいております。

それでは、市長よりご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶（小沢市長）

改めて皆さんおはようございます。大変お忙しい中お集まりいただき、本当に心から感謝申し上げます。本日は、第 10 回目の奥州市都市計画審議会ということでございまして、平素より審議委員の皆さんには特段のご協力を賜り、重ねてではありますが御礼申し上げます。

さて、本日ご審議いただく議題といたしましては、先の審議会でご説明申し上げ、計画案の縦覧等を経た都市計画道路及び都市公園等の都市計画施設の名称変更。協議として、都市計画区域と都市計画区域マスタープランの変更案、更に今回は、作成中の前沢、衣川の景観計画についてであります。特に最後の部分については、平泉の世界遺産とも多少絡みがあるということでございまして、委員の皆さんには是非忌憚のないご意見をお寄せいただきながら、奥州市の発展に資する計画が作成できますよう、ご意見を賜ることを心からお願い申し上げ、冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 議事録署名人の指名について（高橋都市計画課長）

次に、次第 3 の議事録署名人の指名ですが、会長よりご指名願います。

（千葉会長）

それでは、ご指名申し上げます。2 号委員の菅原明委員と 3 号委員の深澤忠雄委員のおふた方にお願いいたします。

(4) 議題（高橋都市計画課長）

それでは、本日ご審議をお願いいたします案件について、市長よりご諮問申し上げます。委員の皆様には、諮問書の写しを添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

(小沢市長)

それでは、議案第1号「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画道路の変更について」ほか12件について質問いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔市長より会長へ「質問書」を手渡す〕

(高橋都市計画課長)

なお、市長は所用のため、途中退席とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

(小沢市長)

挨拶だけで申し訳ありませんが、ひとつよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔市長退席〕

(千葉会長)

ただいま、市長から質問をいただきました。よろしくご審議いただきたいと思います。

なお、当審議会の審議に関しましては、奥州市情報公開条例第37条の規定に基づき、公開するものといたします。

〔議案第1号から議案第13号〕

① 上程 (千葉会長)

それでは、議案第1号「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画道路の変更について」から、議案第13号「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画下水道の変更について」までは、変更内容が主に名称変更となっていることから、一括して上程したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、事務局より説明お願いします。

② 説明 (事務局)

(及川都市整備部長)

都市整備部長の及川でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号から議案第13号についてご説明いたします。過日開催いたしました第9回都市計画審議会でもご説明させていただきましたが、現在、奥州市は水沢都市計画区域、江刺都市計画区域、前沢都市計画区域の3つの都市計画区域となっておりましたが、今回、マ

スタープランの策定を機に、ひとつの奥州都市計画区域として統合するものであります。それに伴いまして、都市計画道路等の都市施設についても名称変更等の必要が生じることから、今回お諮りするものであります。また、岩手県が定める「奥州都市計画区域マスタープラン」につきましても、前回いただいた意見を基に修正をし、今回、改めて提案されておりますので、後程、協議の中でご説明させていただきます。議案の詳細につきましては担当からご説明をいたします。

(千田都市計画課主任技師)

都市計画課計画係の千田でございます。

それでは、議案第1号から議案第13号につきましてご説明いたします。議案第13号の最後に都市計画変更一覧表をつけております。こちらの一覧表を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、申し訳ございませんが、一覧表で1枚目、議案第1号の下から8行目、「前沢都市計画道路 3・4・7号町切赤面線」となっておりますが、「前沢都市計画道路 3・4・7号押切赤面線」と変更前・変更後とも訂正をお願いいたします。

今回の変更につきまして、水沢都市計画区域、江刺都市計画区域及び前沢都市計画区域の3つの都市計画区域を、奥州都市計画区域に統合変更することによりまして、都市計画施設についても奥州都市計画と名称変更するものが主な変更点となります。

また、都市計画施設につきましては、都市計画道路は車線の数が4以上及び国、県道が路線に含まれる場合や都市計画公園などについて、面積10ヘクタールを超えるもの、土地区画整理事業においては50ヘクタールを超えるものについては、県が定めるもの、岩手県決定とされておりまして、それ以外のものが市決定となります。今回の議案につきましては市決定の分だけとなっております。

議案第1号「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画道路の変更について」でございます。水沢都市計画道路、江刺都市計画道路、前沢都市計画道路を、奥州都市計画道路に名称変更し、平成10年11月に改正された都市計画法施行令に基づきまして、車線の数を定めていない路線については、車線の数も併せて定めます。なお、路線番号については、岩手県決定も含めて連番で付けてございますので、路線番号が飛び番号となって見えますが、その間に岩手県決定の路線が入る形となっておりますので、御了解いただきたいと思います。まず、「水沢都市計画道路3・3・4号向畠久保線」から「奥州都市計画道路3・3・4号向畠久保線」というように変更となります。以下、江刺都市計画道路、前沢都市計画道路も同じように変更となり、路線番号も一覧表の変更後のとおり新たに振り直し、車線の数を定めていない路線につきましては、車線を定めております。

第2号議案「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画公園の変更について」、一覧表2ページ目でございます。水沢都市計画公園、江刺都市計画公園、前沢都市計画公園を奥州都市計画公園に名称変更いたします。「水沢都市計画公園2・2・1号睦公園」を、「奥州都

市計画公園 2・2・1号睦公園」というように変更となります。以下、江刺都市計画公園及び前沢都市計画公園も同じように変更となり、公園番号も順番に振り直してございます。また、近隣公園及び地区公園についても同様の変更となっております。

第3号議案「水沢都市計画緑地の変更について」でございます。「水沢都市計画緑地1号藤橋緑地」を、「奥州都市計画緑地1号藤橋緑地」に名称変更いたします。

第4号議案「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画用途地域の変更について」でございます。水沢都市計画用途地域、江刺都市計画用途地域、前沢都市計画用途地域を、奥州都市計画用途地域と名称変更し、面積も合計した約2,198ヘクタールといたします。

第5号議案「水沢都市計画準防火地域の変更について」でございます。一覧表3ページ目でございます。「水沢都市計画準防火地域」を「奥州都市計画準防火地域」と名称変更いたします。

第6号議案「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画特別用途地区の変更」についてでございます。「水沢都市計画特別用途地区特別工業地区」を、「奥州都市計画特別用途地区特別工業地区」に、「水沢都市計画特別用途地区、江刺特別用途地区、前沢特別用途地区大規模集客施設制限地区」を「奥州特別用途地区大規模集客施設制限地区」と名称変更し、面積も合計した約139ヘクタールとなります。

第7号議案「水沢都市計画高度利用地区の変更について」でございます。「水沢都市計画高度利用地区」を、「奥州都市計画高度利用地区」に名称変更いたします。

第8号議案「水沢都市計画汚物処理場及びごみ焼却場の変更について」でございます。「水沢都市計画汚物処理場1号胆江地区衛生センター」を「奥州都市計画汚物処理場1号胆江地区衛生センター」に、「水沢都市計画ごみ焼却場1号胆江地区衛生センター」を「奥州都市計画ごみ焼却場1号胆江地区衛生センター」に名称変更いたします。

第9号議案「水沢都市計画火葬場の変更について」でございます。「水沢都市計画火葬場1号胆江地区広域火葬場」を「奥州都市計画火葬場1号胆江地区広域火葬場」と名称変更いたします。

第10号議案「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画土地区画整理事業の変更について」でございます。「水沢都市計画土地区画整理事業」、「江刺都市計画土地区画整理事業」、「前沢都市計画土地区画整理事業」を「奥州都市計画土地区画整理事業」に名称変更するものです。

第11号議案「水沢都市計画第一種市街地再開発事業の変更について」でございます。「水沢都市計画第一種市街地再開発事業」を「奥州都市計画第一種市街地再開発事業」に名称変更するものです。

第12号議案「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画地区計画の変更について」でございます。「水沢都市計画地区計画」、「江刺都市計画地区計画」、「前沢都市計画地区計画」を「奥州都市計画地区計画」と名称変更するものです。

第13号議案「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画下水道の変更について」で

ございます。「水沢都市計画下水道奥州市水沢公共下水道」、「江刺都市計画下水道奥州市江刺公共下水道」、「前沢都市計画下水道奥州市前沢公共下水道」を「奥州都市計画下水道奥州市公共下水道」に名称変更いたしまして、面積も合計した約 2,254 ヘクタールとするものでございます。

なお、計画（案）の縦覧を 9 月 10 日から 24 日まで行いまして、意見はございませんでした。

今後のスケジュールでございますが、都市計画道路の変更につきましては、車線明示の変更も含んでいることから、12 月中旬に県知事同意協議をいたしまして、都市計画区域の変更を待って、来年の 3 月に決定告示をする予定でございます。

都市計画道路以外の変更につきましては、名称変更のみでございますので、都市計画の軽微な変更に該当することから、県知事同意協議が不要となりまして、都市計画区域の変更を待って、都市計画道路の変更と併せて決定告示をしたいと考えております。

以上で第 1 号議案から第 13 号議案についての説明を終了いたします。

③議案審議（千葉会長）

資料は事前に配布しておりますが、名称変更に係る案件ということでありましたが、只今、説明を受けまして、どなたかご意見、ご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしという声が聞こえますがよろしいでしょうか。大変ありがとうございます。

④採決（千葉会長）

それでは、採決をいたします。挙手をお願いします。皆さんよろしくお願いします。

〔出席委員全員挙手〕

はい、ありがとうございます。全員の方から挙手いただきまして、原案のとおり決することができました。私のほうから市長へ異議のない旨を答申いたします。

〔協議 1〕

①議題（千葉会長）

それでは、次第 5 の協議に移ります。協議 1 「奥州市の都市計画区域と奥州都市計画区域マスタープランの変更案について」、事務局から説明をお願いします。

②説明（事務局）

(千田都市計画課主任技師)

それでは、スクリーンを使いながら説明させていただきます。申し訳ございませんが、座ったままでの説明とさせていただきます。

それでは、協議1「奥州市の都市計画区域と奥州都市計画区域マスタープランの変更案について」をご説明いたします。

まず、奥州市の都市計画区域の変更についてですが、都市計画区域とは、都市計画法第5条によりまして、一体の都市として総合的に整備、開発、保全をする必要がある区域及び都市計画を一体の都市として総合的に定める区域を指しております、都道府県が、市町村の中心市街地を含み、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用などの現況及び推移を勘案して指定する区域となっております。

区域の変更につきましては、平成18年に合併したことにより、現在、水沢、江刺、前沢都市計画区域と、3つの都市計画区域が存在し、これらの区域は隣接しております、今後奥州市として土地利用など一體的な都市づくりを進めていく観点から、3つの都市計画区域を統合し、1つの都市計画区域、奥州都市計画区域とするということになります。都市計画区域の範囲でございますが、水沢区全域、江刺区の一部、前沢区全域、胆沢区の一部となっておりまして、従来の区域の範囲と変わりありません。区域面積は合計で2万3,578ヘクタールとなります

それでは、次に都市計画区域マスタープランの変更の概要について簡単にご説明いたします。都市計画法により都市計画区域が定められている区域については、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である区域マスタープランを県が定めることとなっております。平成16年に岩手県で県内にある全都市計画区域のマスタープランを策定しており、水沢、江刺、前沢都市計画区域マスタープランがございます。今回、3つの都市計画区域を統合し、奥州都市計画区域となることから、区域マスタープランについても、奥州都市計画区域マスタープランと変更が生じることとなります。今年3月に策定した奥州市都市計画マスタープランを反映していくながら、岩手県で変更しているものでございます。都市計画区域の構成については、「I. 都市計画の目標」、「II. 区域区分の有無の決定及び区域区分の方針」、区域区分とは、市街化区域、市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域と、市街化調整区域、市街化を抑制すべき区域の区分のことを指しております。「III. 主要な都市計画の基本的な方針」として、土地利用、都市施設の整備、市街地整備事業、自然環境の整備、保全の都市計画の方針を定めることとなっています。

それでは、前回の奥州市都市計画審議会においての意見や、岩手県都市計画審議会にいたいた意見を参考に、都市計画区域マスタープランの原案を岩手県でまとめたものでございます。内容について修正箇所も踏まえてご説明いたします。

「I. 都市計画の目標」でございます。「I-1. 都市計画区域の名称、規模等につきましては、先ほど述べましたように「奥州都市計画区域」といたしまして、面積は2万3,578ヘクタールとなります。

「I-2. 基準年次及び目標年次」といたしましては、基準年を平成17年としており、おお

むね 20 年後を目標年次としており、将来都市像の目標年次は平成 42 年、都市施設、市街地開発事業の整備の目標は平成 32 年としております。

「I - 3. 都市計画区域の現状と課題」といたしましては、人口減少、少子高齢化、中心市街地の空洞化による都市機能の低下が懸念されます。人口減少、超高齢化へ対応するため、集約型都市構造の構築や、財政基盤の低下に対応するための選択と集中による都市づくりを進める必要があり、安全で安心な暮らしを確保するため、自然災害に備えた防災施設の整備や、防災拠点の充実等の対策が求められています。

○小野寺哲郎委員

説明では、将来都市像の目標年次は平成 42 年、整備目標は、平成 32 年と言われたが、資料では、平成 43 年と平成 33 年となっている。どちらが正しいのか。

(千田都市計画課主任技師)

資料の平成 43 年と平成 33 年が正しい数値となります。申し訳ございませんでした。説明を続けさせていただきます。

「I - 4. 都市づくりの基本理念」ですが、「希望と活力にあふれ歴史を感じられる田園に囲まれた健康文化都市」としております。前回の都市計画審議会で出た意見の中で「水沢江刺駅周辺で少し大きな計画が欠けているのでは」、また、「リニアコライダーについての考えはどうなのか」という意見がありましたことから、基本理念の中に「新たな産業の創出に資する研究機関や国家プロジェクト等の誘致に努め、活力ある産業拠点と学術・研究等を核とする新たな拠点の形成を進めます。」と記述を加えてございます。

「I - 5. 都市計画区域の基本方針」としましては、「自然や田園と共存した地球環境にやさしい都市の形成」、「健やかで心ふれあう快適で安全・安心な居住環境の形成」、「産業の均衡ある発展と未来を築く活力ある産業拠点等の形成」、「交流と連携を支える交通ネットワークの形成と活用」、「世界に誇れる歴史文化資源を活かした都市づくり」としております。また、審議会で意見がございました、「新幹線水沢江刺駅を玄関口として、鉄物や隣接している羽黒山との考え方もあれば良い」との話もありましたので、「世界に誇れる歴史文化資源を活かした都市づくり」の方針の中で、「特に、東北新幹線水沢江刺駅は、観光客を迎える玄関口として観光交流の基点として交通結節機能、観光交流機能等の充実を図ります。」と記述を追加しております。

「II. 区域区分の決定の有無」については、市街化区域と市街地調整区域の区分は定めません。判断根拠としましては、人口の減少や無秩序な開発が急速には進展しないことが挙げられます。

「III - 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。「1) 主要用途の配置方針」といたしましては、「①商業地」につきましては、中心的な商業・業務地を水沢駅周辺、江刺総合支所周辺、前沢駅周辺としております。水沢駅周辺は都市機能の集積を図り、市街地特性を活かした賑わいのある一体的なまちづくりを進め、江刺総合支所周辺は、市北東部の商業等の拠点とし、商業・業務、行政、文化等の都市機能の集積を活かし、えさし藤原の郷

との連携を強化し、「蔵」をはじめとした多様な歴史・文化資源を活かした賑わいのあるまちづくりを進めます。前沢駅周辺は、市南部の商業等の拠点とし、駅西側の商店街と駅東側の大規模商業施設の連携を強化し、賑わいのあるまちづくりを進めます。水沢江刺駅周辺は、観光の玄関口として交通結節機能や観光交流機能等の強化を図り、各市街地との連携の強化をしています。「②工業地」につきましては、工業生産及び物流の核として、水沢工業団地、江刺中核工業団地、江刺フロンティアパーク、水沢流通団地、羽田地区、本杉工業団地、塔ヶ崎工業団地、前沢インター工業団地の維持・増進を図ります。また、羽田地区は、歴史ある南部鉄器の生産拠点として、伝統産業の保全、育成及び活用を図ります。「③住宅地」については、道路、公園等の整備や日常生活に必要な施設等の充実、道路や下水道等の都市基盤を整備した用途地域内への計画的な宅地化、ユニバーサルデザインによる環境整備や、住民合意による良好な景観形成、地区計画やまちづくり協定等の活用を検討します。

「2) その他土地利用の方針」としましては、水沢市街地は、環状道路内及びその沿道に市街地を誘導し、それ以外の区域については市街化を抑制します。江刺市街地及び前沢市街地は、既存の市街地を基本にコンパクトな市街地づくりを目指します。用途地域内の未利用地で具体的な開発計画がない土地について、農業振興地域などの変更を検討します。この記述については、岩手県都市計画審議会より意見が付されたことから付け加えた部分でございます。

「III-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」の「1) 交通施設の整備の方針」です。「①交通体系・ネットワーク」につきましては、高速道路網と産業拠点を結ぶ道路の有機的結合、スマートインターチェンジの設置検討、「②道路」については、区域の一体性、回遊性を向上させる道路網の形成、広域幹線道路といたしましては、国道4号水沢東バイパスの整備促進、交通需要の動向を踏まえた南側への延伸検討としております。前回の都市計画審議会で付された意見により付け加えた部分でございます。都市内幹線道路網については、東西交通を充実させる道路整備、都市計画道路の見直し、「③公共交通機関等」としましては、バス路線網等の充実や交通結節機能の強化としております。

「2) 下水道及び河川の整備の方針」です。計画的な公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽の整備、北上川の堤防整備、その支川及び水路の改修、水に親しめる空間づくり、水質改善、水辺の美化、都市施設の整備については、営農環境に支障を及ぼすおそれが生じないよう配慮してまいります。

「III-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」です。既成市街地については、新たな都市機能確保のための空間形成、道路網の整備、商業集積、密集市街地対策等を進めています。計画的な市街地整備を行うために、必要に応じ土地区画整理事業の導入や地区計画等による新市街地の形成を図ります。姉体地区第2期土地区画整理事業の整備を促進します。水沢区大畠地区については、良好な居住環境の形成を図るとともに、沿道商業サービスの充実を図ります。

「III-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」です。「1) 主要な緑地の配置方針」として、「①環境保全系統の配置方針」、田園などの緑や多様な水辺を保全活用

し、水と緑のネットワークの形成、正法寺、黒石寺周辺の環境保全、市街地周辺の緑地や屋敷林の保全。「②レクリエーション系統の配置方針」としましては、老朽化した施設の再整備、新たな都市公園の整備、胆沢城跡の歴史公園としての整備検討、えさし藤原の郷、向山公園等の一体的利活用の検討、見分森公園、夢乃橋、お物見公園等の視点場の整備としています。「③防災系統の配置方針」、「④景観形成系統の配置方針」につきましては、公園の防災機能の強化と防災機能を有する公園整備、歴史資源、散居集落等の景観資源の保全活用としております。

最後に「奥州都市計画区域の将来像図」になります。国道4号及び北上川を南北の骨格軸としておりまして、国道397号を東西の骨格軸としております。水沢区、江刺区、前沢区の既成市街地を商業拠点としており、その周辺にある工業団地や規模の大きい公園を、工業・流通産業拠点や、広域観光・レクリエーション拠点としております。また、市街地を誘導するエリアとして、水沢駅を中心とした外側環状道路沿道までとしております。

今後の変更に係るスケジュールですが、12月中に変更案の縦覧を行いまして、平成23年2月に岩手県都市計画審議会へ付議となる予定でございます。その後、国土交通大臣協議を経まして、3月に都市計画変更告示となる予定でございます。また、資料の最後に前回の審議会で意見を受けた箇所の変更点について一覧表も載せてございますので、ご参照いただけたらと思います。以上で説明を終了いたします。

③協議（千葉会長）

ただいま説明をしてもらいました。前回の審議会でのご意見を踏まえての内容でございます。どなたかご質問がございましたらお願いいたします。

○佐藤邦夫委員

佐藤と申します。正法寺や黒石寺周辺の景観形成ということが計画されていますが、例えば、決定になるかまだ確定ではありませんが、平泉の世界遺産登録等によって観光客が大幅に増えると思います。そういう場合、正法寺や黒石寺は、観光客の出入りが激しくなると思うのですが、そういう時に駐車場やその他諸々の建物や施設が、景観条例や都市計画の景観形成の部分で引っかかるって、簡単にできなくなるのではないかという思いがあるのですが、その辺はどのような考え方を持てば良いのでしょうか。

●及川都市整備部長

只今の世界遺産にも関連して、正法寺なり黒石寺関連の将来の整備に影響が出てくるのではないかとのご質問でございますが、岩手県の都市計画区域マスタープランの記述の影響を受けるものではございません。要件には全体の理念みたいな形での記載がありますので、個別の事業の部分につきましては、別途確認することになりますので、直接的な影響はございません。それから、後でも説明しますが、平泉文化遺産関連といたしまして、衣川区と前沢区の白鳥館遺跡や長者ヶ原廃寺跡史跡の景観計画につきましては来年度の条例化を目指して現在進

めているところでございます。

○佐藤邦夫委員

この都市計画区域マスタープランに入っているもので、また、入っていないものでも、今後、今言ったような事で不都合が生じる場合、新しく入れるといった場合の流れとすれば、このマスタープランが策定になって、それが全てバイブルのように動くのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

もう1つ教えていただきたいのですが、水沢江刺駅周辺が下水道の区域に入っていたか教えてもらいたいです。

●及川都市整備部長

都市計画区域マスタープランの見直しでございますが、基本的には平成43年までの計画になっておりますけれど、必要があれば見直すこともあります。

下水道の関係ですけれども、計画区域に入っております。

○佐藤邦夫委員

付け加えますと、水沢江刺駅周辺を入っているということですが、新しく奥州市になって今後、都市の発展を予想する場合に、あそこに大型のビル等が必ず出てくるような流れになると思いますけれども、大型のビルや施設が来れない大きな原因の1つには、下水道が完備していないということがあると思いますので、今お尋ねしたところでございます。

○鈴木まゆみ委員

水沢江刺駅のところで、「観光客を迎える玄関口として」と書いていますけれども、実際に駐車場とかそういうスペースに関しては何か考えているのですか。この間東京に行ったときに、車を停める所がありませんでした。20分前位に駅に着いたのですが、駐車場に停めるためにグルグル回って15分くらいかかりました。駐車場待ちしている車が他にも3台位いました。結局新幹線が発車する数分前にやっと乗った状態で、本当に駐車場がないのです。みんないろいろな所に停めて、中には非常識ではないかと思うようなところにまで停めています。本当にそれで観光の窓口としてマスタープランに載せていいのかと、皆さんはここに出勤して、ここに車を停めているので何とも思わないかもしれません、新幹線に乗るために駅に行ってみてください。本当に停められないのです。発車ギリギリに新幹線に乗るような状況です。このようなことを書いて、本当に停める所があるのかと、きれいごとではないよと。本当にJRに文句を言おうと思うくらい、誰に文句を言えばいいのかというくらいの状態です。この辺をどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。

●及川都市整備部長

水沢江刺駅の駐車場の関係につきましては、今年度高架下の鎌物屋台収蔵庫付近に、20区画を整備してございます。

○鈴木まゆみ委員

あそこは駐車禁止になっていましたよね。

●及川都市整備部長

鈴木委員さんが見ているのは、違うところだと思います。高架下の両サイドが市有地になつていまして、そこに20区画ほど整備してございますし、今年度、区画の表示の変更をして若干の整備はしてございます。ただ、新幹線駅周辺には、民間の駐車場もございまして、そちらの利用状況を見ますと、必ずしも満車状態ではないということでございます。ただ、市民感情といたしましてはどうしても無料駐車場に集中するという傾向にあると思います。現在のところ全体の見直し計画につきましては、まだ市として策定は考えていません。将来的な課題とは思っております。

○鈴木まゆみ委員

広いスペースをとるか、もしくは新幹線に乗る人はこのスペースというように、スペースの区分けをしなければいけないのではないかと思います。

○新田久治委員

今の話に関連してですが、いずれ前回の話からこういう形に文面的にも書いていただいて、前進したと思います。今お話があったように、実際停めようと思っても停められないという、有料の所に停めるという気持ちで最初から行けば、簡単に停められるのかもしれません、いずれそのような状況があります。したがってこれから、今ということではなく、これから何十年後のことを見越して計画するのですから、もっと水沢江刺駅を、文面に書いてあるように将来の発展を見越した形のなかで、道路あるいは下水道の関係も様々あると思いますが、もっと明らかな図を書いた中で進めないと、将来的なことを想定した中でいかないと、なかなか私は進められないのではないかと思います。どうしても中心商店街という形は歴史的に、水沢駅前が中心商店街という考え方、これを空洞化しないようにという思いは、それはそれで考えの中にあるのかもしれませんけれども、むしろ20年後あるいは30年後を考えた場合には、あまりそれに執着することなく、もう少し全体的なバランスを考えた計画が必要だと思います。ただそうは言っても、なかなかその考え方というのはよほど割り切った考え方でいかないと出ないかもしれませんけれども。いずれ水沢江刺駅周辺をもう少し大きく考えて進めていただければ、先見の明があつたというようになるのではないかと、せっかく今一生懸命計画を立てているのですから、もう少し重点的に考えて進めた方が良いのではないかと思います。

●及川都市整備部長

大変貴重なご意見ではありますけれど、あくまでこの都市計画区域マスタープランにつきましては、将来の方向性を示すものでございまして、ご指摘の部分の具体も、まちづくりなりに、事業の関係につきましても別途総合計画なり別な形の計画の中にきちんと入れて検討することになろうかと思います。

○新田久治委員

これでもかなり前進したという思いをいたしました。それで良いわけですが、ここで止まってしまっては駄目なので、計画の中でぜひ前向きに進めていただければ、奥州市のために良いと思います。

◎千葉会長

他にどなたかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に進みたいと思います。

【協議2】

①議題（千葉会長）

協議2「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画施設（岩手県決定）の変更案について」、事務局から説明して下さい。

②説明（事務局）

（千田都市計画課主任技師）

それでは、協議2、都市計画区域の変更に係る「水沢都市計画、江刺都市計画及び前沢都市計画施設（岩手県決定）の変更案について」をご説明いたします。議案の中で申し上げたように、都市計画道路については、車線の数が4以上及び国、県道が路線に含まれる場合には岩手県決定となりますし、都市計画公園及び墓園については、面積10ヘクタールを超えるものが県決定となります。また、産業廃棄物処理施設や流域下水道についても県が定めるものとなってございます。それでは、岩手県決定の都市計画施設の変更一覧表を見ていただきたいと思います。

それでは、都市計画道路でございますけれども、奥州都市計画道路と名称変更となりますし、車線の数を定めていない路線については車線の数も併せて変更いたします。変更箇所が大きいもののみ説明いたします。「水沢都市計画道路3・3・3号新小路桜ノ木線」と「江刺都市計画道路3・4・2号桜木橋餅田線」を、桜木橋で起点と終点が繋がっていることから1つの路線とし、「奥州都市計画道路3・3・3号新小路餅田線」と名称変更して、延長7,880メートル、車線の数を4、幅員を25メートルと変更しております。以下同様に、

奥州都市計画道路と名称を変更し、路線番号を振り直し、車線の数が定められていない路線については、車線の数を定めます。

都市計画公園であります、「水沢都市計画公園 5・5・1 号水沢公園」を「奥州都市計画公園 5・5・1 号水沢公園」に、「江刺都市計画公園 5・5・1 号向山公園」を「奥州都市計画公園 5・5・2 号向山公園」に、「江刺都市計画公園 6・5・1 号江刺中央運動公園」を「奥州都市計画公園 6・5・1 号江刺中央運動公園」に名称変更とします。

また、「水沢都市計画墓園 1 号見分森墓園」を「奥州都市計画墓園 1 号見分森墓園」に名称変更します。

「江刺都市計画産業廃棄物処理施設 1 号産業廃棄物処理モデル施設」を「奥州都市計画産業廃棄物処理施設 1 号産業廃棄物処理モデル施設」に名称変更します。

水沢都市計画、江刺都市計画下水道及び金ヶ崎都市計画下水道の変更につきましては、北上川上流流域下水道、胆江処理区の排水区域の名称を、「水沢都市計画奥州市水沢公共下水道」及び「江刺都市計画奥州市江刺公共下水道」を、「奥州都市計画奥州市公共下水道」に変更するものです。

なお、県決定分の今後のスケジュールですけれども、計画（案）の縦覧を 12 月中旬から行いまして、来年の 2 月に岩手県都市計画審議会に諮り、3 月に区域変更と併せて変更告示となる予定でございます。以上でございます。

③協議（千葉会長）

只今、説明を受けまして、どなたかご質問がありましたらお願いします。

○新田久治委員

こんなことを言ってはいけないのかかもしれません、都市計画道路に関して、路線のない形の中で先ほどお話にあったように、新幹線駅に行くための道路というものが現状の形の中で、江刺の場合例えば県道玉里水沢線とした場合にどこから入るかと。ずっと金谷のほうまで来て行くという方法は当然できるわけですけれども、もっと近道ということになると新田橋を渡つていくというような道路があるわけです。あるいは熊川橋から河川沿い、伊手川沿いを行くという路線もあるわけですが、いずれどちらにしても例えば、旧水沢側の市道、江刺側の市道も不完全で、取り立てて近くではないわけとして、そこでなかなかこれも一つの計画に入っていないとできない路線なのだと思いながらも、必要だといつも思っています。したがって今どうしろということではないのですが、もしも今私が言ったことが、必要事項として見られるのであれば、そこが今水田の圃場整備にかかるとしています。したがって今から道路等を計画路線とすることによって将来的には良い形になるのではないかと思うので、ここで自分の事を言って申し訳ないのですけれども、必要な事だと思いましたのでお話ししました。

●及川都市整備部長

都市計画道路として整備するのと、別な方法をもって整備するのと様々な考え方があります。

○新田久治委員

従つて、都市計画区域内ギリギリの区域かと思つたりしたのですが。まず私は話したのでスッとしました。

●及川都市整備部長

水沢江刺駅の関係で大きな部分で言いますと、小谷木橋の架け替えは期成同盟会を作つて要望してございます。岩手県のほうでは今年度調査費を計上して、河川局協議に入つております。ルートを数箇所選定しながら、その中で都市計画道路としてきちんと位置づけて、将来の国道397号線の見直しも含めて、現在準備を進めているところでございます。

新幹線絡みでは、奥州市とすれば最優先事項として対応していかなければならない部分かと思つております。それ以外については計画的に進めていきたいと思っております。

◎千葉会長

他にどなたかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、協議3に進みたいと思います。

[協議3]

①議題（千葉会長）

協議3「(仮称) 奥州市平泉文化搖籃の地景観計画(案)について」、事務局説明して下さい。

②説明（事務局）

(村上都市計画課主任技師)

それではお手元の資料、協議3でございますが、配布資料につきましては、景観計画(案)と、それを一通り概要で説明したA3版のカラー刷りの資料がございます。本日は、計画書全体につきましてスクリーンを用いてご説明させていただきます。

(仮称) 奥州市“平泉文化搖籃の地”景観計画(案)をご説明いたします。この景観計画の区域は、前沢区、衣川区それぞれの一部の地域であり、都市計画区域を含むことから、都市計画審議会に説明するものであります。なお、この計画(案)は10月下旬に地元説明した段階のものです。

はじめに、景観についてご説明します。景観とは、「視点」から「視対象」を眺めた時に得られる印象です。また、その地域の歴史や先人たちの生活が、長い年月の中で積み重なって形成されたものであり、地域の文化そのものの姿です。良い景観とは、視点から眺めた時に、視対象、すなわち、「見せたいもの」が、ほど良い大きさで他のものに邪魔されることなく眺められることです。景観を「整備」することは、良い景観が得られるように、視点と視対象の

関係を整えることであり、単に造るもののかたちを整えれば良いというものではありません。例えば、道路沿いに木を植え、眺めの妨げとなっているものを目立ちにくくします。平泉町の国道4号線では、柳ノ御所遺跡から東稻山への眺めを向上させるため、妨げとなっている通行車両が見えにくくなるよう、「修景盛土」が行われました。

さて、「景観」はいつの時代から意識され始めたのでしょうか。日本では、高度成長期以降、良好な景観や環境を求めるよりも、経済性が優先され、美観、伝統を軽視した建物や看板が建てられ、地域ごとの特色が失われてきました。年号が平成になったころから、景観の問題が顕著となり、近年では、東京都国立市の高層マンションの建設や、漫画家による派手な色彩を用いた住宅の建築など、事業者と地域住民の訴訟問題にまで発展しています。訴訟においては、景観形成が「公共の利益」であることが認められるかが争点となり、よりどころとなる法律、条例がない環境では、原告側である住民側の敗訴となるケースが多くかったです。そのため、一部の地方公共団体では景観条例を制定し、トラブル解消に努めてきました。景観条例により、景観形成の目的や保全方針などが明確化され、そのルールに基づき景観作りが行われてきましたが、その地域の美観や伝統を軽視した建物を建てるなどの極端な行為に対しては、法の後ろ盾がないことから強制力に限界があり、その行為を阻止することは現実的に不可能なケースがありました。これは、琵琶湖周辺の自治体の現状写真です。自主的な景観条例はありますが、派手な建物が建てられてしまいました。極端な景観阻害行為を防げない現実があるなど、良好な景観形成に向けた地方公共団体独自の取り組みには、限界が見えてきたことから、後ろ盾となる「法」の整備が求められるようになり、平成16年に景観法がつくられました。景観法では、景観形成について、主体的な役割を果たすことができると認められる地方公共団体を「景観行政団体」と呼んでいます。景観行政団体になれるのは、都道府県、政令指定都市、中核都市であり、小規模の市町村は、都道府県の同意を得れば、それに代わって団体になれます。なお、奥州市は平成20年度に景観行政団体となりました。県内では、岩手県、盛岡市、遠野市、北上市、一関市、平泉町も団体になっています。しかし、景観行政団体になっただけでは景観形成への効果は発揮されません。景観形成の取組みを具体化し、行政、事業者、住民の役割を明確化した内容を「景観計画」に記し、「責務」を果たして初めて、その団体に「法的な権限」が与えられます。

さて、奥州市においても、景観形成の取り組みは行われています。市町村合併前は、水沢市が平成9年に「水沢市の優れた景観を守り、育て、つくる条例」を制定し、岩手県が、平成12年に前沢町と衣川村の一部の地域を県条例の重点地域に指定し、前沢町が平成17年に「白鳥館遺跡周辺の景観の保全と形成に関する条例」、同じく衣川村が「長者ヶ原廃寺跡史跡周辺の景観の保全と形成に関する条例」を制定しました。奥州市誕生後もこの自主条例は継続され、市内全域が景観条例で守られています。

前段に説明した全国の事例のように、外部からの無秩序な開発などの予期せぬ事態に備えるため、景観計画の策定が必要と考えます。計画の策定にあたっては、良好な景観は、一度失われると回復するのが非常に困難なものであることを念頭に、これまでの地域固有の文化である

景観を「保全」するだけでなく、景観の価値の再発見や改善を通じて、「新たな価値を創出」し、地域の活性化や産業の振興のため、「資源として活用」しようとする方向に軸足を移すことが必要と考えています。

このような中、市では市域全体をカバーする景観計画を策定することを目指していますが、策定にいたっては、地域住民と協力して、一定の時間かけて作り上げることが必要です。しかし、奥州市は市域が広大であり、一気に市域全体の計画を策定することは難しい状況にあります。このため、市域全体の計画策定に先立って、これまでに地域の取り組みが活発に行われ、さらに優れた暮らしの風景や自然景観や、重要な歴史・文化的背景をもつ地域については、外部からの無秩序な開発などの予期せぬ事態に備えるため、早急な手立てが必要であることから、優先的に景観法に基づく景観計画の策定を行います。また、こうした新たな取り組みにより、地域の良好な景観が保全・育成されるとともに、世界遺産登録に向けた動きにも寄与することができると考えられます。

計画策定に向けた今までの経過を説明します。平成20年度に計画の骨子を作成し、平成21年度に素案を作成し、今年度、案を作成しました。10月に地元説明したところであり、本日、都市計画審議会委員の皆様にご説明する段階に至ったところです。

続いて、本景観計画（案）の区域について説明します。計画区域は、農村集落と歴史文化資源の分布状況を見ながら、道路などの地形地物で区域界を設定しました。なお、この区域は、現在の岩手県の景観重点地域と、市の景観区域を合わせた区域です。県も市も、現在の自主条例の内容はほぼ同じですが、大きく違う点は、県区域は「一戸建ての自らの居住の用に供する住宅」、すなわち個人住宅の建築などは、景観条例の届出が不要となっています。景観区域内のバランスを考えれば、現在の市の条例と同様に、県区域も個人住宅を届出対象としなければならないところですが、行政の継続性と環境の激変を緩和するため、今回は現在の区域を合わせただけとします。なお、県の区域は、来年4月に市へ移管となります。

続いて計画の名称です。本区域には、奥州藤原氏時代及び藤原氏に先行し、その礎を築いた安倍氏時代の史跡や伝承地が多く残されており、「平泉文化ゆかりの地」として、地域の人々の誇りとなっています。それらの史跡群を見ると、安倍氏時代の館、寺院の跡、さらには藤原氏時代の館の跡などで構成されており、本区域はいわば「平泉文化のゆりかごの地」ということができます。このことから名称を「奥州市“平泉文化搖籃の地”景観計画」と定めました。10月の地元説明会においては、名称が難しいのではないかとの意見もいただいておりまして、「平泉文化ゆかりの地」でも良いのではないかとの意見もありました。

具体的な景観形成の取り組みは、目安となるルールを定める必要があります。そのルールを定めるにあたり、異なる景観特性のある本区域を、1つの景観形成の方向性等で括ることは、特性を活かしきれないことから、区域内の特性に応じて「歴史景観地区」「風土景観地区Ⅰ・Ⅱ」「一般景観地区」の3地区に区分しました。隣接する平泉町の地区区分との整合も図っています。なお、風土景観地区Ⅱは現在の岩手県条例の区域と同じです。

景観形成の基本方針に基づいた景観づくりを行うには、定めたルールが適正に守られている

かを確認する必要があります。そこで、家を建てたり、工作物を設置したりするなどの、ある程度景観に変化を及ぼす行為については、市へ事前に届出をいただき、景観に影響がないことを確認してから、行為に着手していただくルールとしています。

ここでは、代表的なルールを説明することとします。建築物の新築は、全ての建物について届出が必要です。ただし、風土景観地区Ⅱの「一戸建ての自らの居住の用に供する住宅」は届出不要となります。構造は、和風の木造建築を基本とし、高さは、歴史景観地区で10m、風土、一般景観地区で13mまでとしています。屋根の形状は、昔からよくある勾配屋根とし、潤いのある空間を演出するため、敷地内は緑化することとします。なお、図は「歴史景観地区」の基準をイメージして示しています。

工作物の景観形成基準は、建築物と同様に、高さ、色彩の制限があります。ただし、機能的な理由によりやむをえない場合は、協議により高さ制限が緩和されることがあります。また、自動販売機は、農地周辺などの見晴らしの良い場所に独立した格好で設置するのではなく、建物の前面とするなど、位置を考慮し、外壁と同系色を用いて、景観の調和を図ります。

外壁や、屋根に使用できる色彩の範囲です。現条例では、抽象的な表現で分かりづらかったので、マンセル値を用いて明確化しました。なお、平泉町の色彩の範囲と同じになります。

最後に、今後の予定を説明します。来年2月に再度皆様から意見をいただき、3月に計画策定し、6月市議会に条例提案したいと考えています。10月から計画、条例を施行する予定です。

以上で説明になります。

③協議（千葉会長）

只今、説明を受けまして、どなたかご質問がありましたらお願いします。

○佐藤邦夫委員

景観条例の中に外壁や屋根の基準があると思うのですが、イルミネーション、今流行りのクリスマスが近くなると飾っているようなのですが、そういうものはどうなのですか。

●及川（初）都市計画課課長補佐

今回の景観計画の中におきましては仮設的なものは除いてございます。イルミネーション等は除外されるということでございます。

○佐藤邦夫委員

屋根の色の統一というのを考えていませんか。奇抜な色は駄目というようなおおまかな表現ではなく、赤が駄目、黄色が駄目みたいなものではないのですか。

●村上都市計画課主任技師

線が細くて見えづらいのですが、青の線で囲ったところが屋根に使用できる色彩の範囲とし

ております。比較的黒っぽい落ち着いた色合いのほうに範囲指定してございます。また、個人財産の制限の観点もありますので、幅を持たせながら奇抜な色彩は除くという方針でございます。

○佐藤邦夫委員

例えばトタン屋根とか、その他古くなった場合にペンキを塗るのですが、そういうものについても規制がかかるのですか。

●村上都市計画課主任技師

維持管理の面でございますが、通常の管理行為にあたるものは届出なしでそのまま塗り替えができるのですが、その際も奇抜な色にはならないように誘導してまいりたいと考えております。

○佐藤邦夫委員

個人的見解なのですが、赤のペンキが多いのですが、真っ赤な屋根も景観条例で規制しなくてよいのでしょうか。

○鈴木まゆみ委員

景観条例だからおかしいですよ。住民に説明して理解してもらっているから、この程度でよいですよ。

●及川（初）都市計画課長補佐

前沢、衣川につきましては、現在もこの条例が働いておりまして、良好な景観を今後とも続けていきたいということで条例を定めています。今後は法に基づいた条例を作りたいと考えてございます。以上でございます。

◎千葉会長

他にどなたかございませんでしょうか。

○高橋安子委員

都市計画は将来の展望だと思うので、少しお聞きしたいと思うのですが、都市計画の景観という面からすると、現在、白鳥館、長者ヶ原には自主的に6月から10月まで観光客への案内ガイドがいて、今年は白鳥館の案内所の建設がありました。そういう施設が他にあれば、交流の場、勉強の場になるのではないかと思います。

それから、昨日、奥州市の観光ガイドの反省会がありました。今日の資料を持っていってガイドの会長にも意見を聞いたのですが、その中で私達の事務所が今まで衣川のふれあい館だったのですが、今年から管理が民間に移管されたので、ガイドの集まる場を前沢の青少年ホーム

でどうかと伺ったのですが、それもちょっとダメでした。こういうことは都市計画には関係ないので、個人的にお伺いするのですが、教育委員会なのか観光なのかどちらなのかと会長さんも考えていましたが、やはり教育委員会に聞けばよいのでしょうか。申し訳ございません。都市計画とは関係ないのですが。

●及川都市整備部長

ちょっと私のほうでもここで明確に回答できません。関連するのは世界遺産登録推進室と教育委員会の関連が出てくると思いますけれども、担当のほうに今日のご意見をお伝えして、後でお知らせしたいと思います。

○高橋安子委員

お願いいいたします。

○鈴木まゆみ委員

植栽等について、補助金は出るのでしょうか。6パーセント植栽が欲しいのですよね。それに関しての補助金等は出るのでしょうか。

●及川都市整備部長

補助金関係につきましては、住民説明会の中で、権利だけ規制がかかっているのに、見返りがないのかというご意見をいただきました。水沢区の大畠地区地区計画の中で、生け垣補助等いろいろな補助を現在実行してございまして、それらと同じような制度を、この景観地域にも導入を図りたいという形で今検討を進めております。

○鈴木まゆみ委員

申請に関してですが、外壁の見本を必ず添付しなさいとか、他の市町村でもありますが、そこら辺もこれからでしょうか。

●及川都市整備部長

いずれ平泉の世界遺産登録に向けて、昨年度から、奥州市としては平成20年度に景観行政団体の指定を受けまして、独自に景観を守っていきたいということで、今回景観法に基づいたより実行性のある計画にしたいということで、改めてお諮りするということでございまして、今までの任意の計画と何が違うのかということでございますけれども、一番は建築物等の形態、色彩、意匠などについて変更命令ができます。これに基づいた罰則規定等も設けることができると、そういうことが大きな違いかと思います。いずれ、より実行性のある景観計画にしたいということで現在進めてございますので、よろしくお願いいいたします。

(千葉会長)

他にございませんでしょうか。よろしいですか。それでは協議 3 を終了させていただきます。大変ありがとうございました。以上で本日の審議会で予定していた事項は全て終了いたしました。大変貴重なご意見を頂戴いたしましてありがとうございました。

6 閉会（高橋都市計画課長）

以上をもちまして、第 10 回奥州市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午前 11 時 20 分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

2 号委員

印

3 号委員

印